

IFRS News

April 2009

vol. 1

この「IFRSニュース」はグラント・ソントン インターナショナルIFRSチームが最新情報の提供のため、四半期毎に発行しています。国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対するグラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

今回は、主に信用危機の影響に関する情報をお知らせします。まず、企業の財務諸表における貸倒引当金の計上方法の変更(「統計的に算出された期待損失引当(ダイナミック・プロビジョンズ)」を含む)が求められるようになった点を取り上げ、信用危機が米国のIFRS採用に与える影響についても考察します。次に、信用危機を受けて2009年第1四半期(2009年1月から3月)に実施された基準の修正、およびより一般的な進展について検討を加えました。最後に、国際会計基準審議会(IASB)が現在意見を募集している公開草案と、間もなく施行される最新基準の発効日について簡単に説明します。



貸倒引当金の新計上基準？

信用危機の影響は世界の会計基準設定者にとって引き続き中心的な検討課題となっています。IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)が金融危機を受けて設立した金融危機アドバイザリー・グループ(FCAG)は、2009年1月から3月の間に3回の会議を開きました。

これらの会議で特に重点的に議論されたのは、IASBとFASBが貸倒引当金の要件を見直すべきか否かという点でした。現行の計上基準は「発生損失アプローチ」を採用しており、問題の客観的な証拠(支払の遅延等)が特定された場合のみ貸倒引当金が認識されます。一部にはこのことにより損失の認識を不当に遅らせているという意見もあります。返済されないリスクはすべての融資活動に対して存在するものであり、現在「不良債権」であるか否かという区分は合理的ではないというのがその主旨です。これに代わるものとして考えられている「予想損失アプローチ」では、債権に対するデフォルト予想発生率に基づいて1日目から引当金を積み、この点を反映するように考えられています。また、もう1つの方法が「統計的に算出された期待損失引当(ダイナミック・プロビジョンズ)」で、予想損失アプローチと同様、債務不履行の予想に統計的手法を適用するというものです。

これらの手法と現行モデルとの違いは、損失の予想が現在の状況ではなく、景気循環に対する長期的な見通しに基づいている点です。その結果、景気の好調時には「緩衝材としてのバッファー」が積み上がり、下降局面では減少します。この方法は利益を平準化し、活況期に過剰な融資行動を抑える「景気循環対策」として有効だという意見があります。提唱者の中でよく知られているのは欧州委員会域内市場・サービス総局のチャーリー・マククリービー氏で、同氏は銀行融資が景気と共に変動する対策として、また現在の信用危機を招いた過ちを繰り返すことを避けるために、この方式が採用された結果を見ることを望むと公言しています。一方、反対意見としては、このモデルは経済的実体を反映せず、投資家が判断する際に有益な情報を提供しないと主張しています。この議論は金融安定化の問題がIASBに委任されている事柄に含まれるべきなのかというさらに大きな議論の一部になっています。FCAGのメンバーは、会計は中立であるべきで、景気循環の増幅を抑える政策手段として利用されるべきでないという点で意見が一致していますが、IASB、FASBおよびバーゼル銀行監督委員会、貸倒引当関連の問題を検討する作業部会の設置を提言しています。FCAGは提言の参考にするため、意見を募集しました(応募締切は4月20日)。その他の著名な機関としてはG30(民間と公共部門のトップや学者から成る国際組織)も論評を加えており、規制政策と会計基準は共に景気循環の増幅効果に備える必要があると提言しました。これは、会計基準と財務報告の役割に関する基本的な議論で、損失に対する引当の問題と、会計手法を政策手段として利用することの是非という大きな問題点との両方の視点で、IASBとFASBの今後数ヶ月間の動きを興味深く見守っていきたいと思います。

FASBが出した金融商品の 新指針に対しIASBが意見を募集

信用危機に端を発する問題に共同で取り組むというIASBとFASBの決意を明確に示すため、IASBは、FASBが米会計基準に対して行った時価評価関連の2つの修正について意見を求めると発表しました。FASBが行った修正は公正価値の測定(「資産または負債の取引高と水準が著しく低下した場合の公正価値の決定、ならびに投げ売りの判断」)、および金融商品の減損(「一時的でない減損以外の認識と表示」)の指針に対応しています。IASBは現行の米国会計基準とIFRSの該当部分に関する

違いを説明した文章を公表しました。関係者と2008年に設置されたIASBの専門家諮問パネルから意見が求められています。

IASBは寄せられる意見を検討しますが、短期的な段階的修正を行うよりも、IAS第39号「金融商品」の抜本的見直しの一貫として、提起された問題に対応することを決定しました。FASBと共同で実施する抜本的な見直しが優先され、提案は6ヵ月以内に公表される見通しです。

SECがIFRSロードマップに関する意見の募集期間を延長

米国証券取引委員会 (SEC) は、米国でのIFRSの強制適用に向けた「ロードマップ」案に対する意見の募集期間を延長しました。当初は2009年2月19日まででしたが、4月29日まで60日間延長されました。SECは今回の措置によって、回答率と回答の質が向上すると考えています。IFRSニュース1月号には、SECロードマップの承認は必ずしも確実ではないという、SEC委員長メアリー・シャピロ女史の新任当初の見解を掲載しましたが、その後、IFRS採用に対する心証は一段と厳しくなっているようです。

特に米国財務会計財団とFASBは、IFRSを採用するには依然時期尚早との見解を表明しました。IFRSの導入を拒絶はしていないものの、実施した場合の影響をさらに調査する必要があると提言しています。さらに、米国上場企業が最終的にIFRSの導入を義務付けられるまで、SECは上場企業にIFRS採用の選択肢を認めるべきではない、とも述べています。両者は広範な共同プロジェクトを通じたコンバージェンスを引き続き求めています。米国ではIFRSを即時導入するより、コンバージェンスを段階的に進めていく方が望ましいという考えも一部にあります。いずれにせよ、米国がIFRSを採用する時期は昨年見込まれていたより先になる模様です。しかし、その時点では、昨年金融業界で確実だと考えられていたような状況はほとんどなくなっているでしょう。

IFRS第7号「金融商品：開示」の改訂

IASBは信用危機への対応の一貫として、「金融商品に関する開示の改善 (IFRS第7号の改訂)」を発表しました。改訂の目的は以下の通りです。

- ・企業が保有する金融商品の公正価値を決定する方法を一段と明確化する
- ・流動性リスクの開示を改善する

公正価値の算出における透明性の欠如がここ数ヶ月間、批判的になっていました。そのためIFRS第7号を改訂し、米国会計基準が義務付けている内容と同様 (ただし同一ではない) の公正価値のヒエラルキーを導入しています。

公正価値のヒエラルキーは企業の金融商品の公正価値の「可観測性」を示すことを目指しており、以下の3段階になっています。

- ・レベル1: 同一資産または負債が活発に取引されている市場の相場価格 (調整なし)
- ・レベル2: レベル1内に含まれる相場価格以外で、直接的 (価格)、または間接的 (価格から算出) に

観測可能な資産や負債の入力値

・レベル3: 観測可能な市場データに基づいていない資産または負債の入力値(観測不能な入力値)

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

新たに設定された公正価値の3つのヒエラルキーによって、投資家や他の利用者が企業の保有する金融商品に関する公正価値の決定方法をさらに明確に理解できるようになることは歓迎します。グラント・ソントン・インターナショナルは改訂に先立つ公開草案に対する2008年12月付けコメント・レターの中で、完全に過去に遡る方式での改訂は公正価値に関する新たな情報が必要になるため、企業の負担になるのではとの懸念を表明しました。したがって、IASBが適用初年度の修正開示に関して、比較情報の提供に救済策を設けたことは喜ばしい限りです。

ヒエラルキーのレベルと共に、企業はレベル1からレベル2への重要な分類の変更、およびレベル3の測定における、期首と期末の残高の変動について開示しなければなりません。流動性リスクに関して最も重要な修正は、デリバティブ債務関連のものです。旧IFRS第7号では、企業はすべてのデリバティブ債務について、契約満期の残存期間に応じて、定量的満期分析を開示しなければならませんでした。この修正は、残存契約満期の開示を一部のデリバティブに適用するのは難しく、必ずしも流動性リスクの管理方法を反映していない(デリバティブを短期の売買目的で保有する場合など)との意見を受けて行われたものです。

その結果、IFRS第7号の改訂では、デリバティブ債務の残存契約満期期間の開示は、情報がキャッシュフローのタイミングを把握する上で不可欠な場合のみという条件が維持されています。

IFRS第7号の改訂は、2009年1月1日以後始まる事業年度から適用となります。しかし、適用初年度に新開示事項について比較情報を提供する必要はありません。なお、適用時期を早めることは認められています。また、これとは別の動きとして、IASBは債券への投資についての追加開示の計画を見送りました。公開草案「債券への投資」に対する反応をIASBは2009年1月の会合で協議し、改訂案は現時点では適用しないことに決定しました。これに関する根本的な問題は、金融商品の会計処理に関する広範なプロジェクトの中で検討されます。



日本基準のIFRSへの コンバージェンスは継続

米国におけるIFRSの今後の見通しは不透明ですが、日本の会計基準のIFRSへのコンバージェンスは引き続き進んでいます。2009年2月には金融庁の企業会計審議会企画調整部会が、「我が国における国際会計基準の取扱について」と題した中間報告(案)を公表しました。

同報告案はIASBと日本の企業会計基準委員会間の「東京合意」の一部で、この合意においては日本の会計基準とIFRSとの重要な差異は2008年までに解消し、残りの差異については2011年6月までに解消を図るとされています。

報告案は、一定の考慮事項を充足することを条件に、以下を提案しています。

- ・国際的な財務活動を行っている上場企業、または市場で十分認知されている大規模な上場企業が2010年3月期の連結財務諸表からIFRSの選択適用を認める。
- ・上場企業の連結財務諸表に対するIFRSの強制適用に関する意思決定は2012年を目処に行う。

IASBが組込デリバティブの 会計処理を明確化

IASBは「組込デリバティブ－IFRIC第9号とIAS第39号の改訂」を発表しました。この改訂は2008年10月のIAS第39号の改訂を受けたもので、特別な状況下で特定の金融資産を「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」の区分から分類を変更することが可能になりました。IAS第39号では、ハイブリッド(混合)商品が損益を通じて公正価値で測定される場合、組込デリバティブを現物の金融資産負債と区別する必要はありません。2008年10月のIAS第39号の改訂により、金融資産が損益を通じて公正価値で測定される金融資産から分類変更された場合、組込デリバティブの再評価が必要か否かという疑問が生まれました。

「組込デリバティブ－IFRIC第9号とIAS第39号の改訂」では以下の点が明確になりました。

- ・企業が金融資産を「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」から区分変更する場合は、資産に組込デリバティブが含まれているかどうか評価しなければならず、含まれている場合、組込デリバティブは原契約と分離する必要がある。
- ・この評価は、企業が最初に契約の当事者となった時点の環境に基づく(再分類の日ではない)。
- ・金融資産に区分する必要がある組込デリバティブが含まれているが企業はデリバティブの確実な測定ができない場合、資産の区分変更はできない。

改訂は2009年6月30日以後終了する事業年度に有効となります。定められた移行規定はなく、したがって過去に遡っての適用が求められます。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

グラント・ソントン・インターナショナルはIFRIC第9号と2008年10月に行われたIAS第39号の区分変更の改訂間の相互作用に関する審議会の決定を支持しています。「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」から区分変更された金融資産に組込デリバティブに関するIAS第39号の条件を適用すべきという点にも賛成しています。

すべての修正はリース会計のため？

オン・バランスシート(ファイナンス・リース処理)とオフ・バランスシート(賃貸借処理)のリースをどこで「線引き」するかという問題は会計士を何十年も悩ませてきましたが、この区分は間もなくなくなる可能性があります。IASBとFASBはリース会計に関する待望のディスカッション・ペーパーを公表しました。「リース: 予備的な見解」と題された同文書では、リース会計の新方式となりうる方式について検討されています。同ディスカッション・ペーパーでは、すべてのリースは借り手に以下の認識を義務付ける原則を提案しています。

- ・リース期間中、リース物件の使用権を表す資産(「使用権」資産)
- ・リース料の支払義務に対する負債

この提案では、借り手の「使用権」資産は当初、原価で測定されます(原価は、借り手の限界借入利率で割り引いた支払リース料の現在価値)。同文書は、こうした資産はリース期間またはリース物件の耐用年数の短い方で償却すると提案しています。

賃料支払義務の負債は当初、借り手の限界借入利率で割り引いた支払リース料の現在価値で測定され、言い換えれば償却原価で測定されることになります。この提案は現在のリース会計モデルに対する投資家や財務諸表利用者の懸念を受けたものです。IAS第17号「リース」では、ファイナンス・リース(オン・バランスシート)とオペレーティング・リース(オフ・バランスシート、支払リース料は単にリース期間中の経費として認識)に区分されています。その結果、非常に似通った2つのリースの会計処理方法が大きく異なってくる可能性があります。これが比較可能性に影響を及ぼし、周知の通りリースがオペレーティング・リース(オフ・バランスシート)の区分内だけに該当するよう設計する誘因が生まれます。

IASB議長のデービッド・トゥイーディ卿は、両リースの会計処理の差から生じる問題について様々な機会に意見を述べてきました。中でも最も印象的だったのは、「死ぬまでに航空会社のバランスシートに計上されている飛行機に乗りたい」、というものでした。より一般的には、財務諸表の利用者の多くは、すべてのリース契約は財務諸表で認識すべき資産と負債を生み出すという主張を支持しています。ディスカッション・ペーパーが提案している方式はこの点を反映しており、リースがすべての業種や産業で確実に整合的に会計処理されることを目指しています。とはいえ、オフ・バランスシートのオペレーティング・リース区分の排除は議論を呼び、リース業界と主要な借り手の全面的支持を受けられない可能性があります。同文書は2009年7月17日まで意見を募集しています。採用される可能性がある移行方法や発効日は説明されていません。この問題は今後も議論されます。

IFRSタクソノミ 2009

国際会計基準委員会 (IASB) 財団はIFRSタクソノミ2009を公表しました。IFRSタクソノミ2009はIFRSをXBRL (拡張可能な財務報告言語) に変換したもので、2008年12月31日に発表されました。

XBRLは財務諸表の作成、共有、分析等の企業情報の条件を自動化するために開発されたコンピュータ言語です。IFRSのXBRLは事実上、データ・タグの辞書で、各タグは一連のIFRS財務諸表に含まれている特定の情報の一部を表し、ソフトウェア・ツールを利用した財務諸表の電子解析を容易にしています。XBRLは財務情報の提出方法として世界中で人気が高まっています。米国では、SECが2009年6月から上位500社程度の企業に米国会計基準による四半期毎の決算をXBRL財務情報によって提出することを義務付ける、などの動きがあります。XBRLには企業、規制当局、投資家、アナリストやその他IFRSタクソノミ2009利用者が、IFRSで作成された財務データを簡単に提出、閲覧、比較できるという特性があります。これに関連した動きとして、IASB財団は「XBRL活動の適正手続手引書」を公表してIASB財団のXBRLの使命、手法、作業の範囲を定め、2009年6月26日まで意見を募集しています。

公的説明責任のない 企業向けのIFRS

中小企業向けのIFRS案に対するIASBの協議は続いています、名称が再度変更になりました。昨年夏に名称が「非上場企業向けのIFRS」に変わったプロジェクトの名称は、1月に開催されたIASB審議会会合の話し合いを受けて「公的説明責任のない企業向けの国際財務報告基準」に変更されました。しかし、この変更は歓迎されておらず、IASBはここにきて名称の再変更を考えています。2009年3月の会合で、審議会メンバーは名称を「非上場企業向けのIFRS」に戻すことが好ましいとの意見を表明し、「簡素化したIFRS」が第2候補となりました。幸いプロジェクト自体は進展しており、残るいくつかの難問が現在の議論の焦点になっています。具体的には、金融資産と金融負債の会計処理の項や確定給付型年金の会計処理などです。IASBのスタッフは、今年第2四半期初めには審議会に最終的な基準の候補案を提出する計画で、同四半期末にかけて公表される予定です。



グラント・ソントン・ インターナショナル代表が IASB基準諮問会議メンバーに選任

グラント・ソントン・インターナショナル国際パブリックポリシー委員会リーダー、エイプリル・マッケンジー女史がIASBの基準審議会(SAC)に選任され、3年の任期を務めます。SACはIASBの作業を監督する機関で、IASB財団のガバナンス構造とIASBのデュー・プロセスには不可欠であり、IASBの作業の影響を受ける様々な利害関係者と協議するため議論の場をIASBのために設けています。年に3回会合を開き、IASBの議題や作業プログラム等を含めた問題点についてIASBに助言しています。マッケンジー女史はグラント・ソントン・インターナショナル国際パブリックポリシー委員会リーダーとして、世界の資本市場や会計士に影響を及ぼす問題に関し、調査、展開、およびグラント・ソントン・インターナショナルの立場を表明する業務を統括しています。同女史の選任は世界の会計士の最前線でグラント・ソントン・インターナショナルの存在感が高まりつつあることが評価されたためだと思われます。マッケンジー女史は選任を受けて次のように語りました、「SACに加わり、グラント・ソントン・インターナショナルとメンバーファームの見解や考えを表明していくことを楽しみにしています。世界の金融市場のあらゆる利害関係者に貢献するIASBの作業が世界でさらに受け入れられるために役立つ協議の過程の一翼を担えるのは喜ばしい限りです。」

グラント・ソントン・ インターナショナルによる IFRS中間決算財務諸表(参考例)を公表

グラント・ソントン・インターナショナル IFRSチームは「中間決算連結財務諸表2009年(参考例)」を公表しました。公表資料は2009年1月1日から半年の会計期間の中間IFRS連結財務諸表に解説を加えたものです。2009年から有効になるIFRSの重要な変更が幾つかあり、こうした点が中間決算に与える影響を明らかにしています。例えばセグメント報告の要件が大幅に修正されたIFRS第8号「事業セグメント」や、主要な財務諸表の開示を大きく変更するIAS第1号「財務諸表の表示(2007年改訂)」を取り上げています。



新IFRS基準と IFRICの解釈指針の発効日

以下の表に、発効日が2008年1月1日以降の新IFRS基準とIFRICの解釈指針を掲載しました。IAS第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更および誤謬」に基づき、企業は新基準と解釈について特定の開示が義務付けられています。

発効日が2008年1月1日以降の新IFRS基準とIFRICの解釈指針

基準名	基準の完全名称または解釈	有効となる会計年度の開始日	早期採用の可否
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用(2008年改訂)	2009年7月1日	可能
IAS第39号	IAS第39号「金融商品:認識および測定:適格なヘッジ対象」の改訂	2009年7月1日	可能
IFRIC第17号	非現金資産の所有者への分配	2009年7月1日	可能(ただし、IFRS第3号2008年改訂、IAS第27号2008年改訂およびIFRS第5号(IFRIC第17号で改訂)にも適合する必要あり)
IFRS第3号	企業結合(2008年改訂)	2009年7月1日	可能(ただし2007年6月30日以後始まる事業年度のみに適用され、IAS第27号2008年改訂と併せて適用)
IAS第27号	連結および個別財務諸表	2009年7月1日	可能(ただし2008年改訂と併せて適用しなければならない)
IFRIC第18号	顧客からの資産の移転	2009年7月1日以後の資産移転	可能、過去の移転に解釈を適用するのに必要な評価やその他の情報を移転時に得ていた場合
IAS第32号とIAS第1号	IAS第32号「金融商品:表示」、およびIAS第1号「財務諸表の表示:ブット可能な金融商品と清算時に発生する義務」の改訂	2009年1月1日	可能(ただしIAS第39号、IFRS第7号およびIFRIC第2号の関連した改訂と併せて適用しなければならない)
IFRS第1号とIAS第27号	IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」およびIAS第27号「連結および個別財務諸表」の改訂	2009年1月1日	可能
IFRS第7号	IFRS第7号「金融商品の開示:金融商品の開示の改善」の改訂	2009年1月1日	可能

発効日が2008年1月1日以降の新IFRS基準とIFRICの解釈

基準名	基準の完全名称または解釈	有効となる 会計年度の開始日	早期採用の可否
IFRS第2号	IFRS第2号「株式報酬」確定条件と取り消しの改訂 条件と取り消し	2009年1月1日	可能
IAS第1号	財務諸表の表示	2009年1月1日	可能
IAS第23号	IAS第23号「借入費用」の改訂	2009年1月1日	可能
IFRS第8号	事業セグメント	2009年1月1日	可能
IFRIC第15号	不動産の建設契約	2009年1月1日	可能
複数	IFRSの2008年年次改善	2009年1月1日 (特に明記されていない限り)	可能
IFRIC第16号	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	2008年10月1日	可能
IAS第39号とIFRIC第9号	組込デリバティブーIFRIC第9号とIAS39号の改訂	2009年6月30日以後終 わる事業年度	可能
IAS第39号とIFRS第7号	金融資産の区分変更ーIAS第39号「金融商品:認識及び測定」、およびIFRS第7号「金融商品:開示」の発効日と移行の改訂	2008年7月1日(2008年 11月1日以後の区分変更 は変更日から有効。2008 年10月31日以前の区分 変更は2008年7月1日以 降に有効)	不可
IAS第39号とIFRS第7号	IAS39号「金融資産の区分変更:発効日と移行」の改訂	2008年7月1日(上記の 移行規則を明確化)	不可
IFRIC第13号	カスタマー・ロイヤリティ・プログラム	2008年7月1日	可能
IFRIC第12号	サービス・譲与契約	2008年1月1日	可能
IFRIC第14号	IAS第19号ー確定給付資産の制限、最低積立 要件およびそれらの相互関係	2008年1月1日	可能

意見を募集

以下の表はIASBが現在、意見が募集されている文書と募集期限です。GTIは各公告に意見を表明する予定です。

現在のIASB文書

文書の種類	基準名	意見の募集期限
公開草案	認識の中止 (IAS第39号とIFRS第7号の改訂案)	2009年7月31日
公開草案	法人所得税	2009年7月31日
ディスカッション・ペーパー	顧客との契約における収益認識についての予備的見解	2009年6月19日
ディスカッション・ペーパー	リース：予備的見解	2009年7月17日

最新ニュース：新公開草案を発表

IASBは2つの公開草案を発表し、意見を募集しています。

- ・ 認識の中止 (IAS第39号とIFRS第7号の改訂案) には現在、IAS第39号に記載されている金融商品の複雑な認識の中止要件の改善提案が含まれています。同提案はオフ・バランスシート処理に対するIASBの総合的な見直しの一部です。
- ・ 「法人所得税」には、採用された場合、現行のIAS第12号「法人所得税」の要件に代わる提案が含まれています。同基準案はIAS第12号の法人所得税の会計処理の基本的な方式は維持しますが(一時差異方式: 将来的な税が与える結果を、税が確定するまで待つのではなく現時点で認識)、会計処理を簡素化し、基準の原則を強化するため、現行基準に含まれる例外規定の大半は削除します。

IFRSニュースの2009年7月号では、今年7月31日まで意見が募集されているこの2つの公開草案について詳しく取り上げます。



Grant Thornton

www.gti.org

© 2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.